

「放課後児童クラブ運営指針（案）」策定の経緯及びポイント①

策定の必要性

- 放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。
- 平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。
- このため、現行の放課後児童クラブガイドラインを見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を策定することとした。

策定及び見直しの3つの視点

① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化

② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理

③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わることが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る

「放課後児童クラブ運営指針（案）」策定の経緯及びポイント②

運営指針（案）の4つのポイント【現行ガイドラインとの相違点】

- ① 放課後児童クラブの特性である「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その育成支援の基本的な考え方等を第1章の総則に新たに記載
- ② 児童期の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理するとともに、子どもの発達過程を踏まえて集団の中での子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行う際の配慮すべき事項等を第2章に新たに記載
- ③ 放課後児童クラブにおける「育成支援」の具体的な内容を子どもの立場に立った観点から網羅的に記載するとともに、障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの対応については、より具体的な受入れに当たっての考え方や留意すべき点なども加味して、第3章に新たに記載
- ④ 運営主体が留意すべき点として、子どもや保護者の人権への配慮、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関する事など、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等について、第7章に新たに記載

○「放課後児童クラブ運営指針（案）」の策定に当たっては、国の調査委託事業の中で、見直しに関する委員会及びWGを設置して検討を行い、平成27年2月に報告書の提出を受け、本報告書の内容等を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針（案）」を策定した。

委員会等のメンバーは、以下のとおり。

（五十音順、敬称略、◎は座長、○はWG座長、*はWGメンバー）

氏 名	所 属	氏 名	所 属
秋元 紀子*	文京区男女協働子育て支援部児童青少年課 湯島児童館 主査 育成室担当	佐藤 晃子*	九州産業大学非常勤講師
飯野 美伽*	目黒区子育て支援部子ども家庭課子ども家庭係 母子自立支援員・婦人相談員	田丸 敏高	福山市立大学教育学部児童教育学科教授
岡部 浩	千葉県浦安市こども部青少年課長	中川 一良*	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館館長
尾木 まり*	有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所所長	◎野中 賢治*	鎌倉女子大学非常勤講師
小野 さとみ*	東京都町田市南大谷学童保育クラブ 主任指導員	柳澤 邦夫	栃木県上三川町立北小学校長
◎柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授	<事務局>	
		山岡 由加子*	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部福祉・労働課 上席課長

「放課後児童クラブ運営指針（案）」の概要①

運営指針（案）の構成

- 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
- 各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

第1章 総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則 2. 放課後児童健全育成事業の役割 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となる子どもの発達

児童期（6～12歳）の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

1. 子どもの発達と児童期 2. 児童期の発達の特徴 3. 児童期の発達過程と発達領域 4. 児童期の遊びと発達 5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容 2. 障害のある子どもへの対応 3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応 4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制 2. 子どもの集団の規模 3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項 5. 運営主体
6. 労働環境整備 7. 適正な会計管理及び情報公開

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備 2. 衛生管理及び安全対策

第5章 学校及び地域との連携

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校との連携 2. 保育所、幼稚園等との連携 3. 地域、関係機関との連携 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応 3. 事業内容向上への取り組み

「放課後児童クラブ運営指針（案）」の概要②

運営指針（案）の主な内容

第1章 総則

- 「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その基本的考え方として、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図る。
- 放課後児童クラブの役割として、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進し、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

第2章 事業の対象となる子どもの発達

- 放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められるため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。
- 児童期の発達の主な特徴としては、
 - ・ ものや人に対する興味が広がり、その探求のために自らを律することができるようになる
 - ・ 学校、地域など子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる
 - ・ 集団や仲間で活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる
- 児童期の発達過程は個人差が大きく、目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分して捉え、その発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中での子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことが求められる。

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

- 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達と一緒に過ごす場であり、放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。
- 育成支援に当たって、放課後児童支援員等に求められる主な内容は以下のとおり。
 - ①子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにする援助
 - ②子どもの出欠席と心身の状態を把握した適切な援助
 - ③子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする援助
 - ④日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする援助
 - ⑤子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする援助
 - ⑥子どもが自分の気持ちや意見を表現できるようにする援助
 - ⑦子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつの適切な提供
 - ⑧子どもが安全に安心して過ごすことができるような環境の整備や緊急時に適切な対応ができるようにする援助
 - ⑨放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携した育成支援